

高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事

高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事		項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																										
I 工事概要 1. 工事場所 高知市大谷6番地 2. 工事種目 【男子部室棟】 コンクリートブロック造平家建て 延べ面積163.72㎡ 3. 関連工事等 解体 一式 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事 ◎高知商業高等学校南舎西側・トイレ棟トイレ改修工事 ・完成期限の()日前 (令和 年 月 日) II 建築工事仕様 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。◎印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築工事改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記事項に記載されていない事項は、以下による。 ※建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書 (令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和3年3月 令和4年3月訂正版) 厚生労働省、環境省 3. 「週休2日制工事」の実施について ※対象 (選択-I型) ◎選択-II型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日の基本とする 「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領 (営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:) 4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について ※対象 ・見込んでいない(理由: ※過去のWBGT値に基づき算定した日数が0日のため) ◎見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による) ・対象外(理由:)		⑨ 工事安全計画書 ⑩ 統括安全衛生管理義務者の指名 ⑪ 発生材の処理	配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2級交通誘導警備員 検定合格者 (交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>10 人</td> </tr> </tbody> </table> なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。 <1.3.6> <1.3.10><4.1.4><4.3.1~2> 産業廃棄物の運搬、処分等については、<1.3.10>より適切に処分するものとし、事前に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場へ処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分(埋立処分、海洋投込処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのB票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにB票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの <1.3.10><5.4.1> (・PCB含有物 ・PCB含有物及び金属類 ※無し) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保管処分</th> <th>保管場所または処分先及び処分方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCBを含む機器類</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・変圧器</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・コンデンサ</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・蛍光灯器具の安定器</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・HID灯の安定器</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・リアクトル</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・コンデンサ用放電コイル</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング材</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> <tr> <td>・金属類</td> <td>※保管・処分</td> <td>※監督職員の指示する場所</td> </tr> </tbody> </table> 事前調査範囲 ※改修範囲 貸与資料 ※有 (◎既存の設計図書 ◎石綿分析結果報告書 (部室棟外壁塗装材含有無)) ・無) 分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。 <1.5.2> 規模要件に応じて石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)による報告を行うこと (http://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp) 調査報告者は建築業石綿含有建材調査者等とする 調査範囲 ※図示 ・解体工事範囲すべて 調査方法 ※目視またはスケール等による計測 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する 保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 <1.6.2> ※金銭的保証方式 ・有 ◎無 ※とび(二級又は足場組立作業主任者) 当該資格を有することが確認できる書類(運転免許証等)の写しを提出すること。 現場説明書による。 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が不当介入の報告を怠った場合、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。 受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	資格	資格要件	配置人数	1、2級交通誘導警備員 検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	10 人	種類	保管処分	保管場所または処分先及び処分方法	PCBを含む機器類	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・変圧器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・コンデンサ	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・蛍光灯器具の安定器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・HID灯の安定器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・リアクトル	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・コンデンサ用放電コイル	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・その他()	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・PCB含有シーリング材	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	・金属類	※保管・処分	※監督職員の指示する場所	仮設工事 ① 騒音・粉じん等の対策 ② 騒音測定等 ③ 仮囲い ④ 監督職員事務所 5 監督職員の備品等 ⑥ 工事用水・電力 7 山留め 解体施工 ① 解体範囲 ② 解体作業注意事項 3 浄化槽・排水槽等の措置 4 オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の措置 5 杭の処理 ⑥ さく、照明設備等の附属物の解体 7 樹木等の処理 ⑧ 地下埋設物及び埋設配管 ⑨ 解体後の整地 ⑩ その他	騒音・粉じん対策 ※防音シート ・防音パネル ・養生シート ・図示 <2.2.1> 設置範囲 ※図示 ◎建物周囲 解体作業中はデジタル式の(※騒音計 ※振動計)を設置し、記録すること。また、記録したものを報告書として提出すること。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告すること。 測定点 ※敷地境界(1)か所: 詳細な位置は監督職員との協議による ・図示 ・その他() ※図示 ・設ける ※設けない <2.3.1> 備品等の設置 <2.3.1> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品の種類</th> <th>機・椅子</th> <th>書 棚</th> <th>黒 板</th> <th>PC</th> <th>掛 時計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数 量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>枚</td> <td>台</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>温度計</td> <td>ゴム長靴</td> <td>雨がっぱ</td> <td>保護帽</td> <td>懐中電灯</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>個</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>衣類ロッカー</td> <td>冷暖房機器</td> <td>消 火 器</td> <td>湯 沸 器</td> <td>加入電話付罵器</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>人用</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>掃除具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 構内既存の施設(用水) ◎利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ◎利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)~c)に下記d)~e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設分電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 山留め工法 山留めの撤去 ※撤去する ・存置する 抜き跡の処理 ※砂で充填する ※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。) ・その他() a) 解体機器は圧砕機を主体とし、振動・騒音等の発生防止に努める。 b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他の関係法令等によるほか、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。 c) 車両の出入りにおいては、道路を泥等汚さないように留意すること。また、止むを得ず汚した場合は、速やかに清掃すること。 d) 解体作業中は散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努め、廃材搬出車両には、飛散防止用のシートを被せて運行すること。 e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め、全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。 f) 工事関係車両は、周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。 g) 施設関係者、通行者、近隣等に危害が及ばぬよう、騒音・振動及び工事関係車両の通行等に注意すること。 h) 以上の項目は受注者はもとより下請負者にも、周知徹底させること。 ・行う(措置: ※下記のとおり・図示) <3.2.1> 浄化槽、排水槽等の汚水及び汚物について、事前に回収、洗浄、消毒等の措置を行い、臭気等の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 ※行わない(消毒洗浄済み) ※行う(措置: ※下記のとおり・図示) <3.2.1> 事前に回収、洗浄等の措置を行い、臭気等の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。 ・行わない ※撤去する ・存置する <3.9.2> 撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引抜き工法 ・破砕工法 杭の撤去後の処理 ※山砂 ・セメントミルク ・流動化処理土 ※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨てコンクリートまでとする。) ・その他() <3.10.1> 撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:) <3.11.1> 撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで <3.12.1> ※解体撤去後は、次により整地すること。 <3.13.1> 埋戻し土(※A種 ◎B種 ・C種 ・D種) <3.2.3> 工事現場着手は電気設備工事の切り替え後とする。	備品の種類	機・椅子	書 棚	黒 板	PC	掛 時計	数 量	組	台	枚	台	個	備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯	数 量	個	足	着	個	個	備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付罵器	数 量	人用	台	個	台	台	備品の種類	掃除具					数 量	個				
資格	資格要件	配置人数																																																																																													
1、2級交通誘導警備員 検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人																																																																																													
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	10 人																																																																																													
種類	保管処分	保管場所または処分先及び処分方法																																																																																													
PCBを含む機器類	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・変圧器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・コンデンサ	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・蛍光灯器具の安定器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・HID灯の安定器	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・リアクトル	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・コンデンサ用放電コイル	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・その他()	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・PCB含有シーリング材	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
・金属類	※保管・処分	※監督職員の指示する場所																																																																																													
備品の種類	機・椅子	書 棚	黒 板	PC	掛 時計																																																																																										
数 量	組	台	枚	台	個																																																																																										
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯																																																																																										
数 量	個	足	着	個	個																																																																																										
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消 火 器	湯 沸 器	加入電話付罵器																																																																																										
数 量	人用	台	個	台	台																																																																																										
備品の種類	掃除具																																																																																														
数 量	個																																																																																														
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																										
一般共通事項		13 石綿含有建材の調査	⑫	13 石綿含有建材の調査	⑫																																																																																										
1 工事実績情報システム(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリス・テクリス登録等に関する規約」による。 <1.1.4>	14 工事の保険	⑬	14 工事の保険	⑬																																																																																										
2 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。 <1.3.3>	15 契約保証	⑭	15 契約保証	⑭																																																																																										
③ 工事日誌	通ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 <1.2.3> また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。 <1.2.3>	16 前払金支出割合区分補正	⑮	16 前払金支出割合区分補正	⑮																																																																																										
④ 工事写真	工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) <1.2.3> 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国技建管第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。 <1.3.5>	17 技能士及び技能資格者	⑯	17 技能士及び技能資格者	⑯																																																																																										
⑤ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。 <1.3.5>	18 事業損失補償	⑰	18 事業損失補償	⑰																																																																																										
6 電気保安技術者	適用する <1.3.3>	19 不当要求等への対応	⑱	19 不当要求等への対応	⑱																																																																																										
⑦ 施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 <1.3.5> 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※仮囲内 ・図示 <1.3.5> その他の施工条件 <1.3.5> ◎資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで最後行する。 ◎昼下校時間帯や休み時間は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ◎A-04	20 工事特性等	⑳	20 工事特性等	⑳																																																																																										
⑧ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に処置できると監督職員が認められたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までは 名常駐する。 ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ◎監督職員と協議し、適宜配置する。																																																																																														

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
建設廃棄物の処理		石綿含有建材の除去及び処理			
① 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出（請負金額100万円以上）	再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（https://fkplus.jaic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げる。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。	1 石綿粉じん濃度測定	・ 行う ・ 行わない 測定時期 測定場所 測定名称 測定点 ※ 処理作業前 ※ 処理作業中 ※ 処理作業後（隔離シート撤去前） 測定方法 ・ JIS K3850-1に基づいた測定（測定4・測定5・測定6・測定7・測定8） ・ 自動測定器による測定（測定4・測定5）		
② 再資源化等	※ 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 建設廃棄物の種類 ※ コンクリート ※ アスファルトコンクリート ※ 木材 ※ 金属類 建設廃棄物の種類 ※ 金属類 ※ 塩ビライニング鋼管 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 建設廃棄物の種類 ※ 小型二次電池（誘導灯、火災警報等） ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 建設廃棄物の種類 ※ 浴室ユニット、システムキッチン ・ 建設資材廃棄物の再資源化 建設廃棄物の種類 ※ 水銀使用製品（蛍光灯ランプ、HIDランプ） ※ 硬質ポリ塩化ビニル管・継手 ※ ガラス ・ 指定建設資材廃棄物の削減 ・ 木材 ・ 建設廃棄物を再資源化し現場で利用 ・ 粒度調整砕石（0～40mm）程度に破砕したコンクリート塊 再資源化するもの以外については、遮断型・管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設にて適切に処理すること。 環境大臣の認定を受けた事業者の認定書の写し及び本工事で取り交わした覚書等の写しを監督職員に提出する。 処理に注意を要する建設廃棄物 ※ 4.5.1.（ア）及び（イ）による。 4.5.1.（イ）、（ハ）ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託	2 石綿含有建材の除去等	除去等 種類 使用材料 除去方法 区画 除去材の飛散防止 ※ 潤滑化・固化 ※ 破壊して除去（6.3.1）～（6.3.4）による ・ 原形のまま手ばらし（6.4.2）～（6.4.4）による ※ 原形のまま手ばらし（6.5.2.（ア））による ※ 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること ・ （6.3.3.（エ）、（ハ））による		
3 産業廃棄物広域認定制度		3 石綿含有仕上塗材の除去等	除去方法 ※ 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法 処分方法 ※ 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること 除去範囲 ※ 図示 試験施工 ※ 行わない ・ 行う		
4 処理に注意を要する建設廃棄物		特殊な建設副産物の処理			
特別管理産業廃棄物等の処理		1 特殊な建設副産物の処理等	施工計画調査 特殊な建設副産物の種類 分析調査 （7.1.2.（ア））の特定物質 ・ 冷媒フロン類 ・ 建材用断熱材フロン ・ ハロン類 （7.1.2.（イ））の放射性同位元素 ・ イオン化式感知器 （7.1.2.（ウ））の六ふっ化硫黄ガス ・ 受変電機器 （7.1.2.（エ））のPFOS ・ 泡消火設備 （7.1.2.（オ））の特定化学物質 処理等 特殊な建設副産物の種類 処理方法 （7.1.2.（ア））の特定物質 ・ 冷媒フロン類 ・ 建材用断熱材フロン ・ ハロン類 （7.1.2.（イ））の放射性同位元素 ・ イオン化式感知器 （7.1.2.（ウ））の六ふっ化硫黄ガス ・ 受変電機器 （7.1.2.（エ））のPFOS ・ 泡消火設備 （7.1.2.（オ））の特定化学物質 ※ 特定家庭用機器再商品化法による処理を行った場合は、回収業者が受領したことを示す書類の写しを監督職員に提出すること。		
1 施工計画調査	分析調査またはサンプリング調査 PCBを含む機器類 分析調査またはサンプリング調査 ・ 変圧器 ・ コンデンサ ・ 蛍光灯、HID灯具の安定器 ・ その他（ ） ・ PCB含有シーリング材 ・ 廃油 ・ 廃酸 廃アルカリ ・ 臭化リチウム水溶液 ・ 電池の溶解液 ・ ダイオキシン類	2 特別管理産業廃棄物の処理等	※ 撤去する ・ 撤去しない 種類 処分、処理方法 ※ 焼却処分 ・ 再生処理 ※ 中和処理または焼却処分 ・ 再生処理 ・ ダイオキシン類の解体方法及び処分方法は、ダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法並びに廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、適切な解体方法及び処理を行うこと。		

係 係長 課長補佐 課長



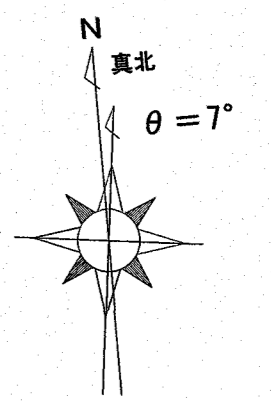
有限会社 空 建築事務所
管理建築士・一級建築士 大臣登録 第230127号 高橋 孝文

高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事
Nb. _____

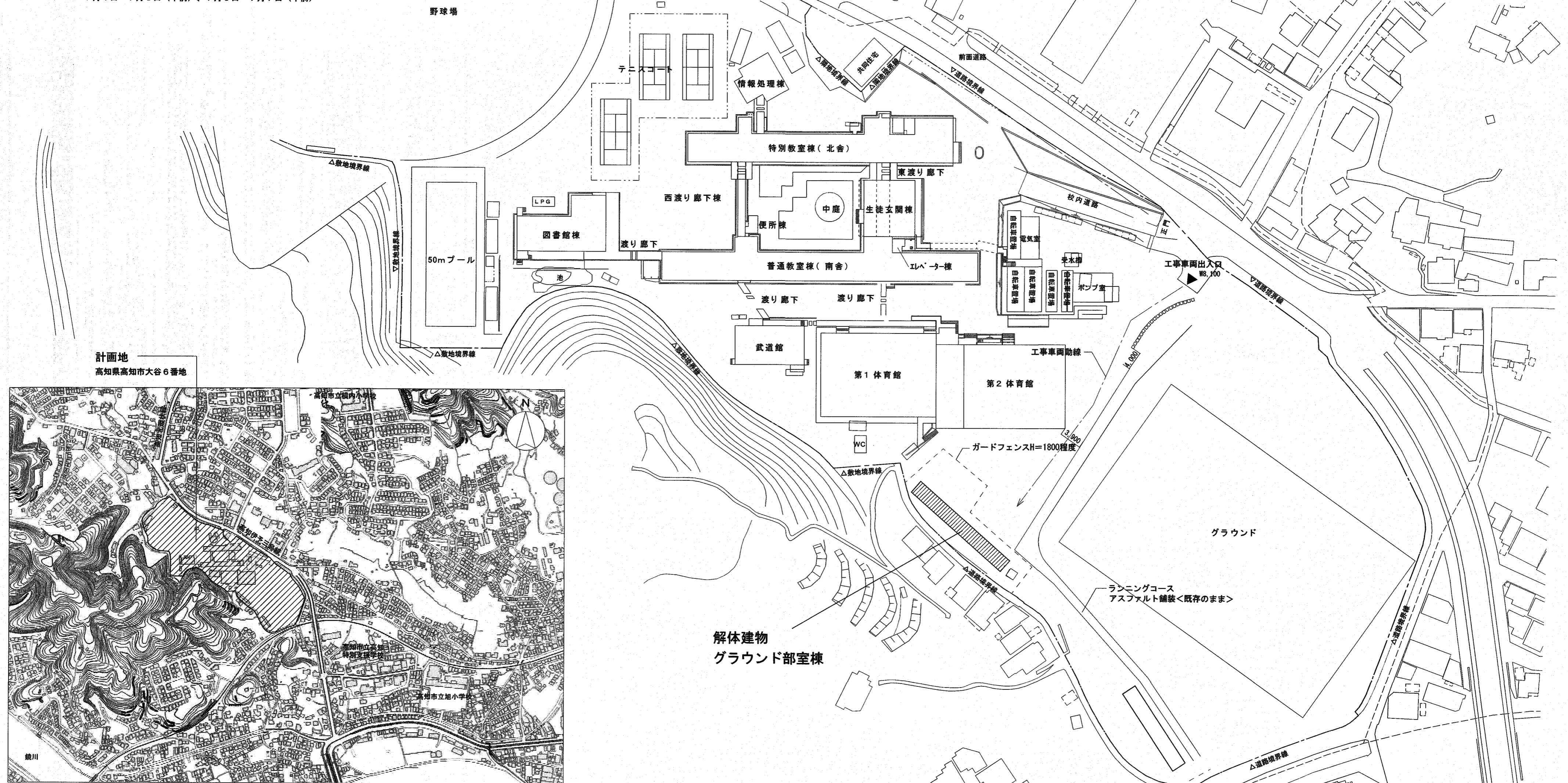
解体特記仕様書（2）
意匠 03
Scale 1/N

□ 解体建築物リスト

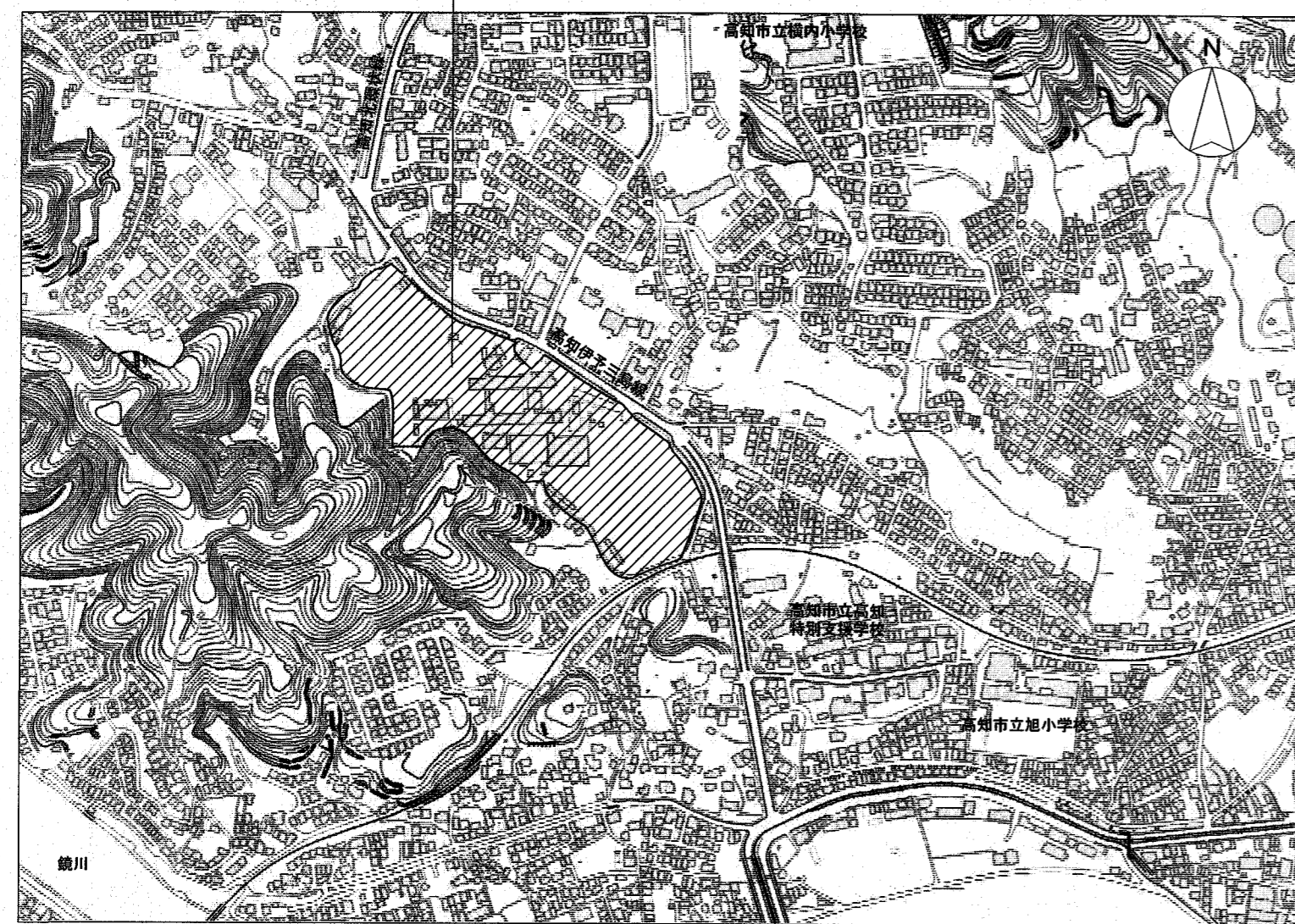
	構造・規模	延床面積
グラウンド部室棟	コンクリートブロック造 平家建	163.72 m ²




※施工条件
 ・登校時間帯(7:30~8:40)は工事関係車両の出入りを禁止とする。
 ・現場着手は6月1日以降とする。ただし、現地調査は除く。
 ・現場作業不可日 ※なお、学校行事予定が変更になる等、作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者に確認すること
 ○6月1日~3日(午前)、6月5日(終日)
 7月1日~7月3日(午前)、7月6日~7月7日(午前)



計画地
 高知県高知市大谷6番地



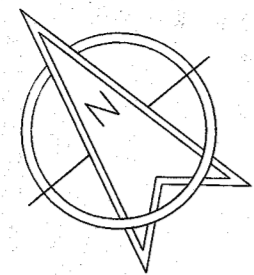
係	係長	課長補佐	課長


有限会社 柰 建築事務所
 管理建築士・一級建築士 大臣登録 第230127号 高橋 孝文

高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事
 付近見取図、全体配置図
 意匠 04
 Scale 1/1000

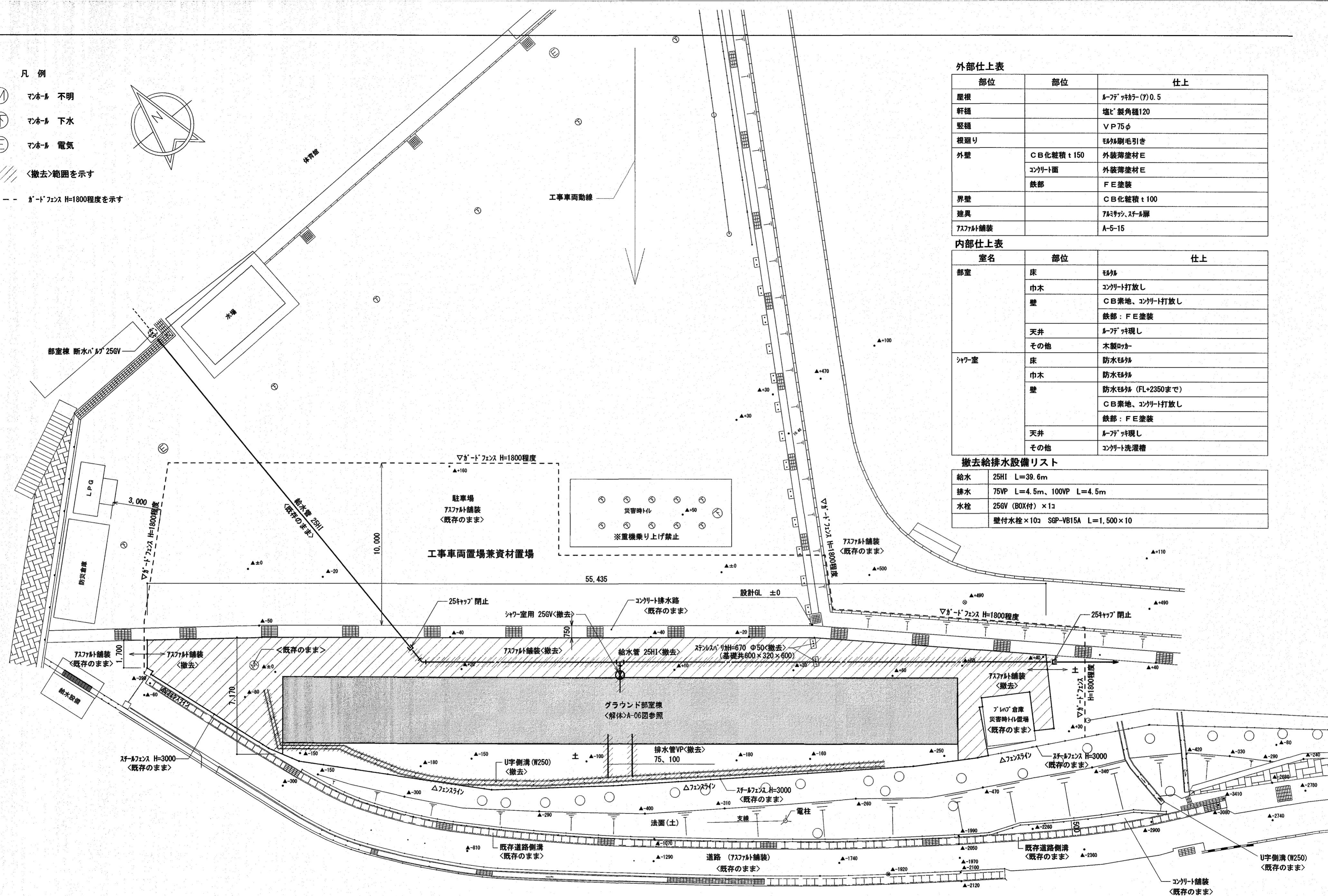
凡例

- (M) マンホール 不明
- (T) マンホール 下水
- (E) マンホール 電気



////// <撤去>範囲を示す

- - - - ガードフェンス H=1800程度を示す



外部仕上表

部位	部位	仕上
屋根		ルーフツタテ (7) 0.5
軒樋		塩ビ製角樋120
壁樋		V P 75 φ
根廻り		モルタル毛引き
外壁	C B化粧積 t 150	外装薄塗材 E
	コンクリート面	外装薄塗材 E
	鉄部	F E 塗装
界壁		C B化粧積 t 100
建具		7M仕様、スチール扉
7スファルト舗装		A-5-15

内部仕上表

室名	部位	仕上	
部室	床	モルタル	
	巾木	コンクリート打放し	
	壁		C B素地、コンクリート打放し
		鉄部	F E 塗装
	天井	ルーフツタテ現し	
その他	木製ロッカー		
シャワー室	床	防水モルタル	
	巾木	防水モルタル	
	壁		防水モルタル (FL+2350まで)
			C B素地、コンクリート打放し
	鉄部	F E 塗装	
天井	ルーフツタテ現し		
その他	コンクリート洗濯槽		

撤去給排水設備リスト

給水	25HI L=39.6m
排水	75VP L=4.5m、100VP L=4.5m
水栓	25GV (BOX付) × 1口
	壁付水栓 × 10口 SGP-VB15A L=1,500 × 10

男子部室棟 外構図兼仮設計画図 S=1/150

係	係長	課長補佐	課長
(M)	(M)	(M)	(M)



有限会社 空 建築事務所

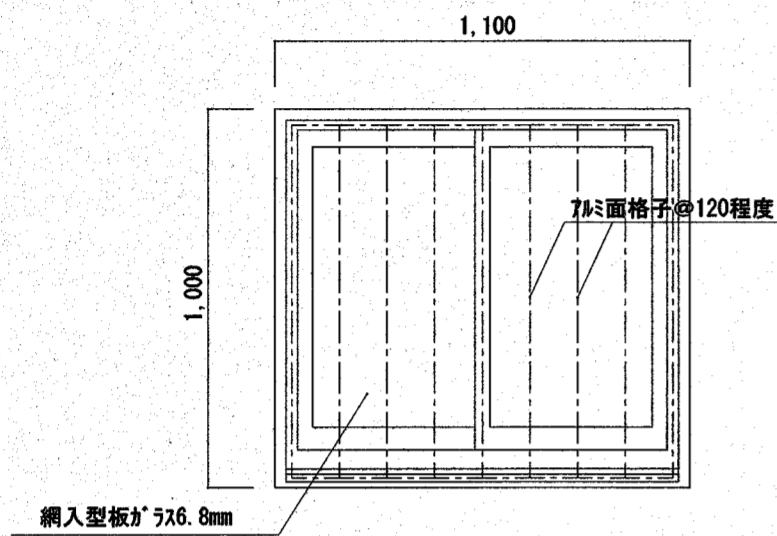
管理建築士・一級建築士 大臣登録 第230127号 高橋 孝文

高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事

グラウンド部室棟 外構図兼
仮設計画図

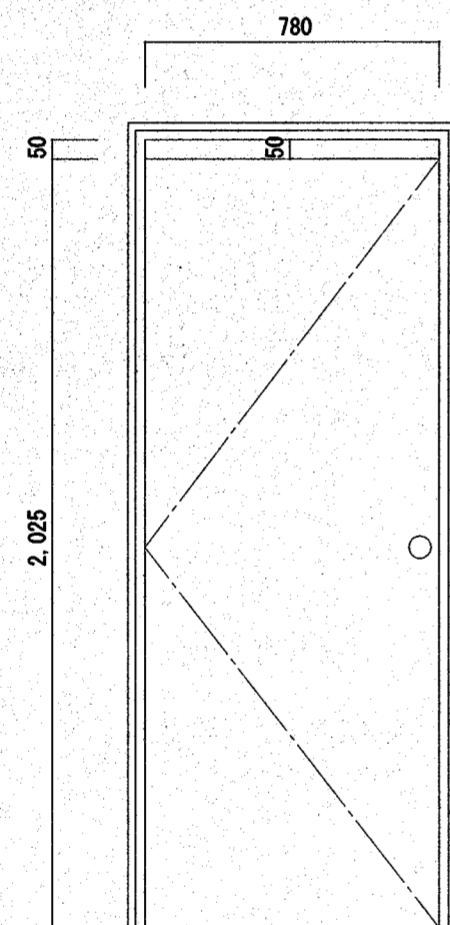
意匠
05

Scale 1/150



●AW-1建具表

記号	種類	① AW	7mm製面格子付引違7mmサッシ窓
見込			枠70mm
数量			16ヶ所
仕上材料			
表面処理		B-1種	
建具性能		A種	
金物		ウレタン、7mm製水切り	
ガラス		網入型板が5x6.8mm	
ガラスとめ		SR-1	



●SD-1建具表

記号	種類	① SD	鋼製片開き戸
見込			枠100mm 戸40mm
数量			16ヶ所
仕上材料			スチール
塗装(枠共)			フッ酸樹脂エポキシ塗 (FE)
金物			ドアチャック 握り玉付ソリダゲ錠 ステンス丁番127mm 3枚吊

※特記なきものは、全て<撤去>とする。

係	係長	課長補佐	課長



有限会社 空 建築事務所

管理建築士・一級建築士 大臣登録 第230127号 高橋 孝文

高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事

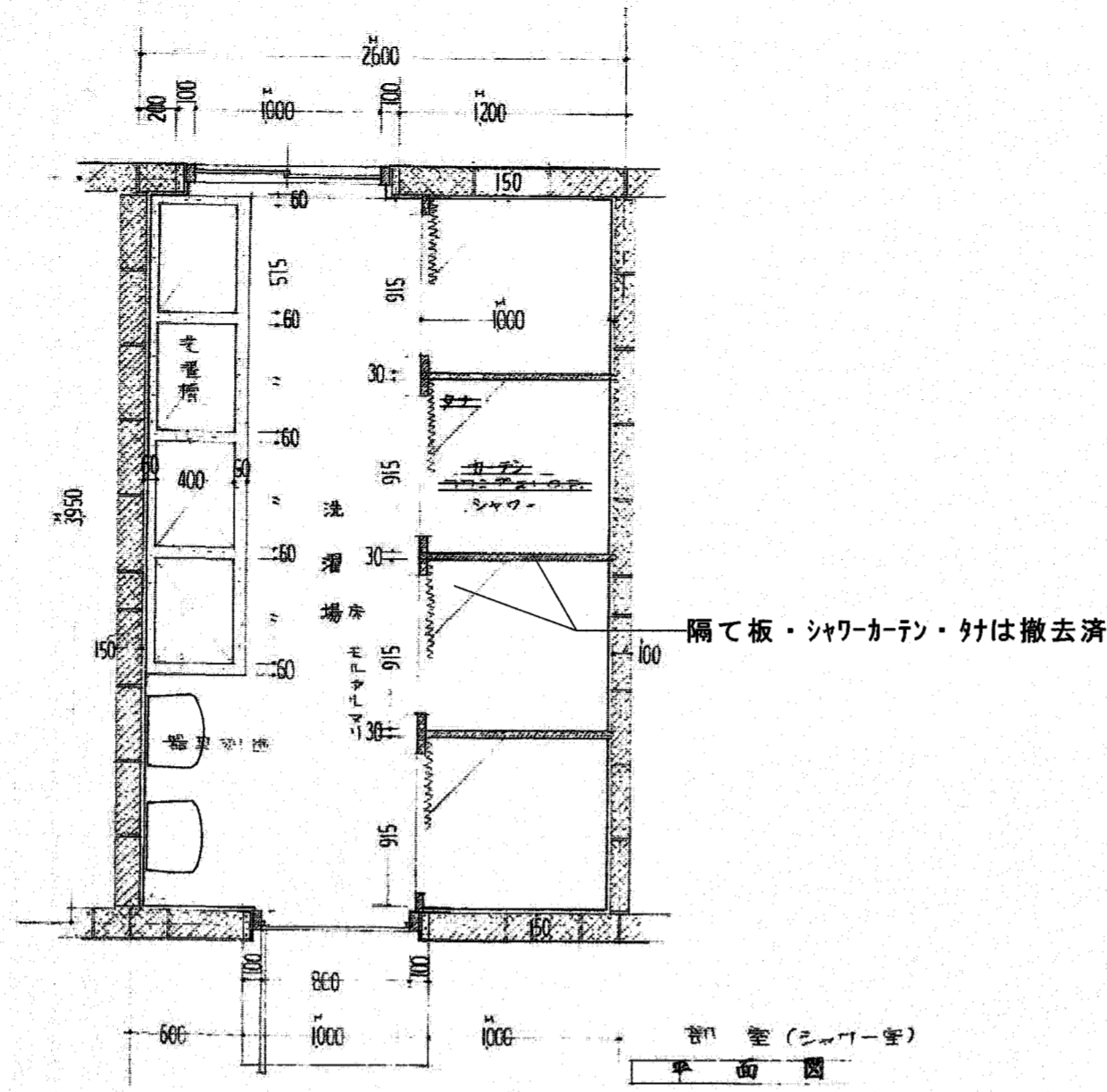
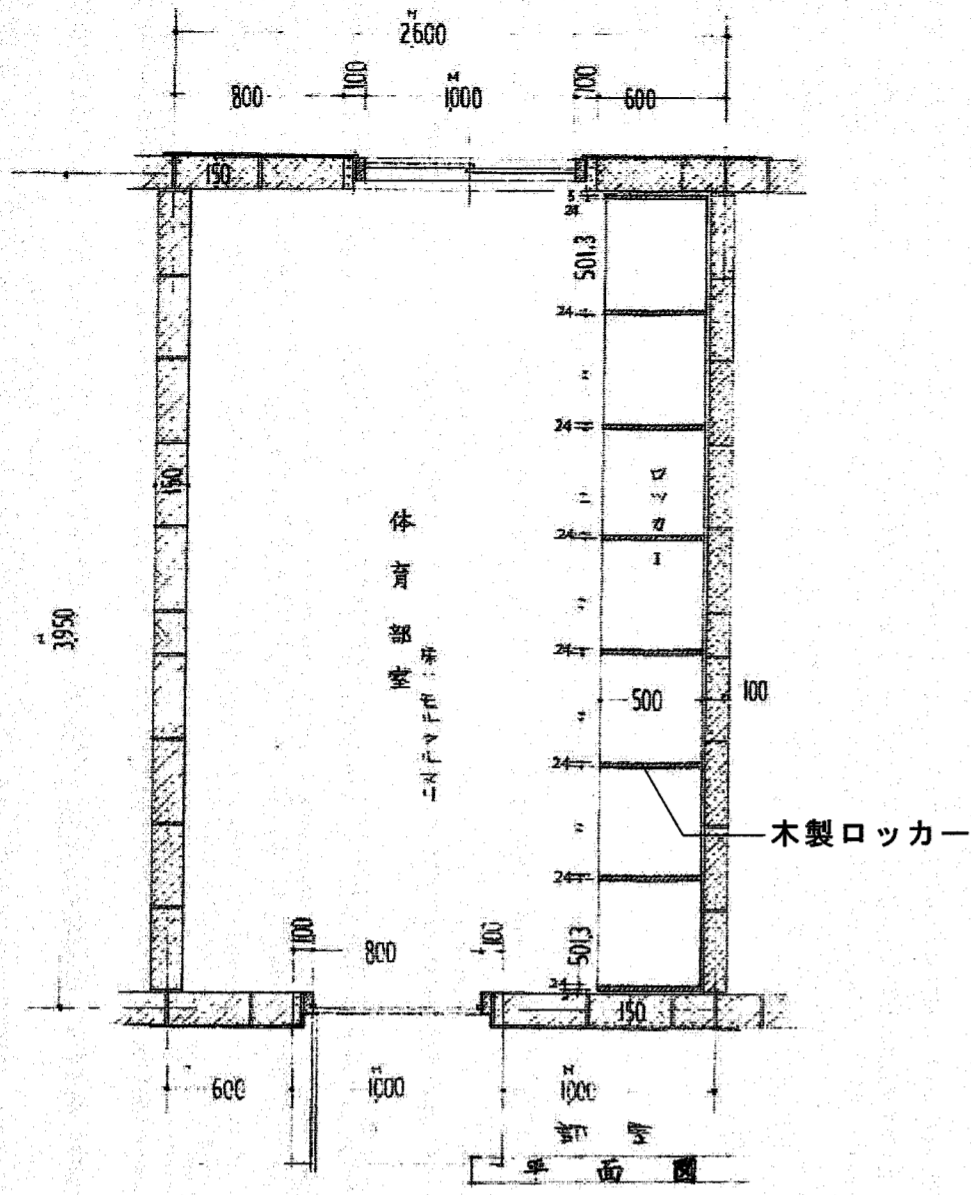
建具図

Nb.

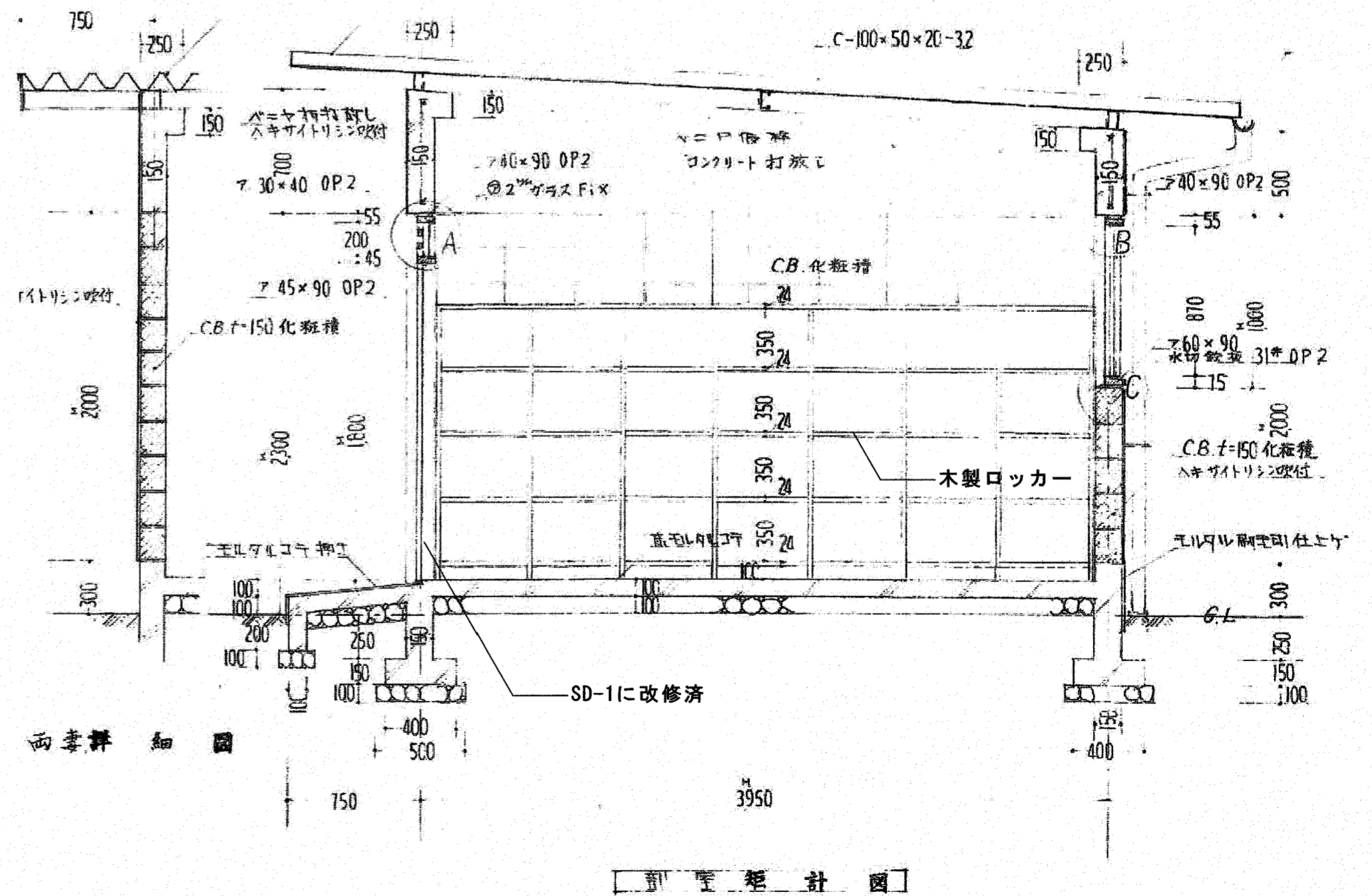
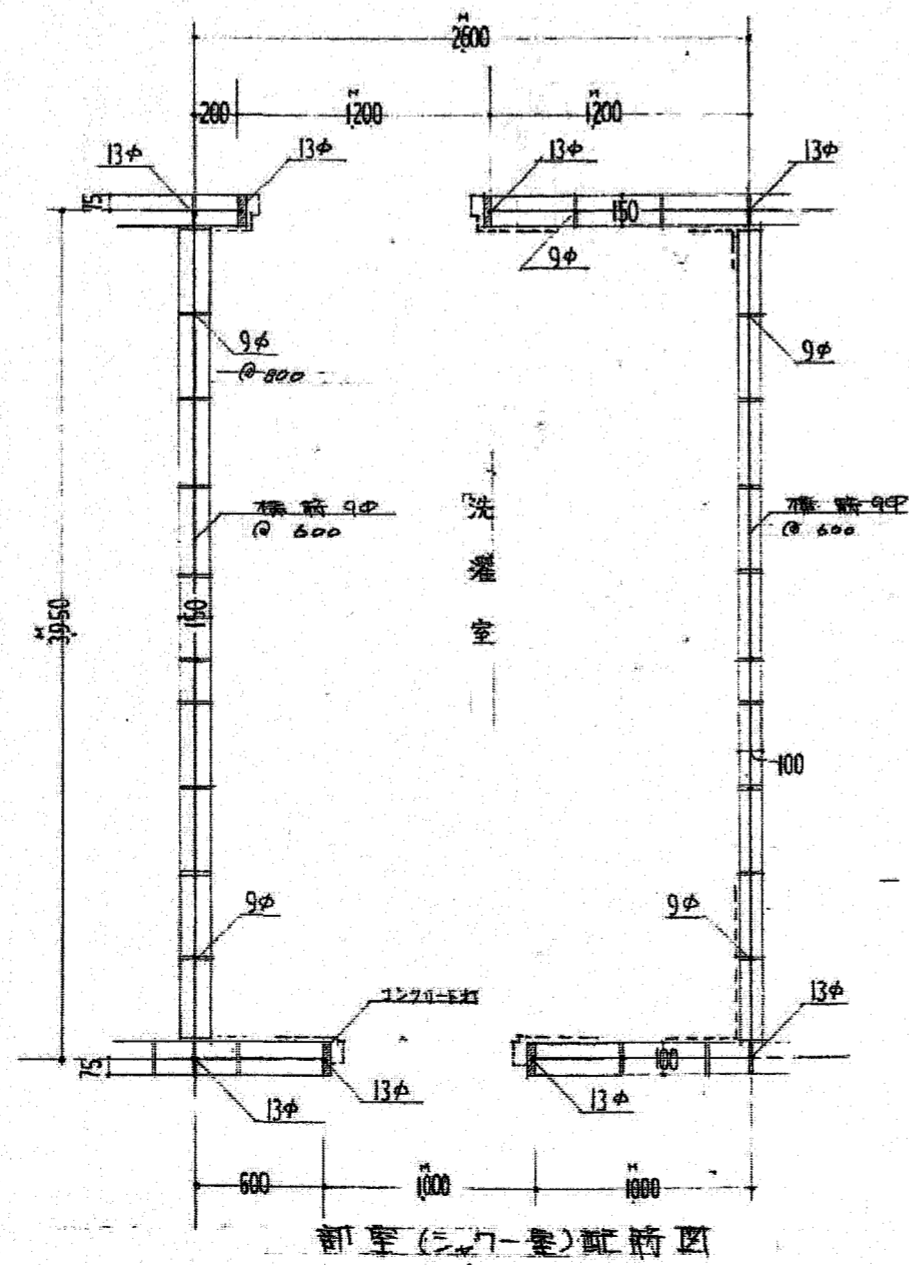
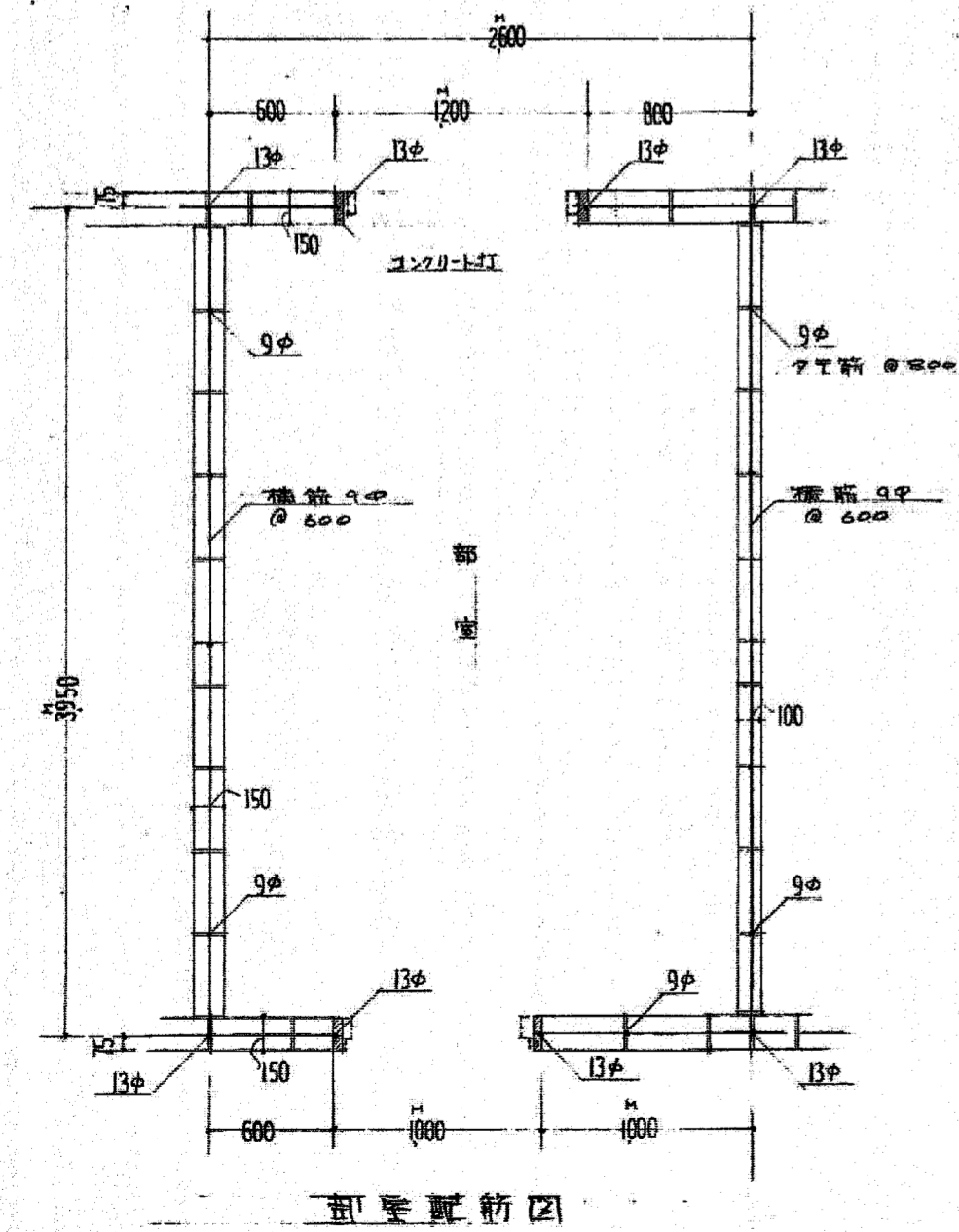
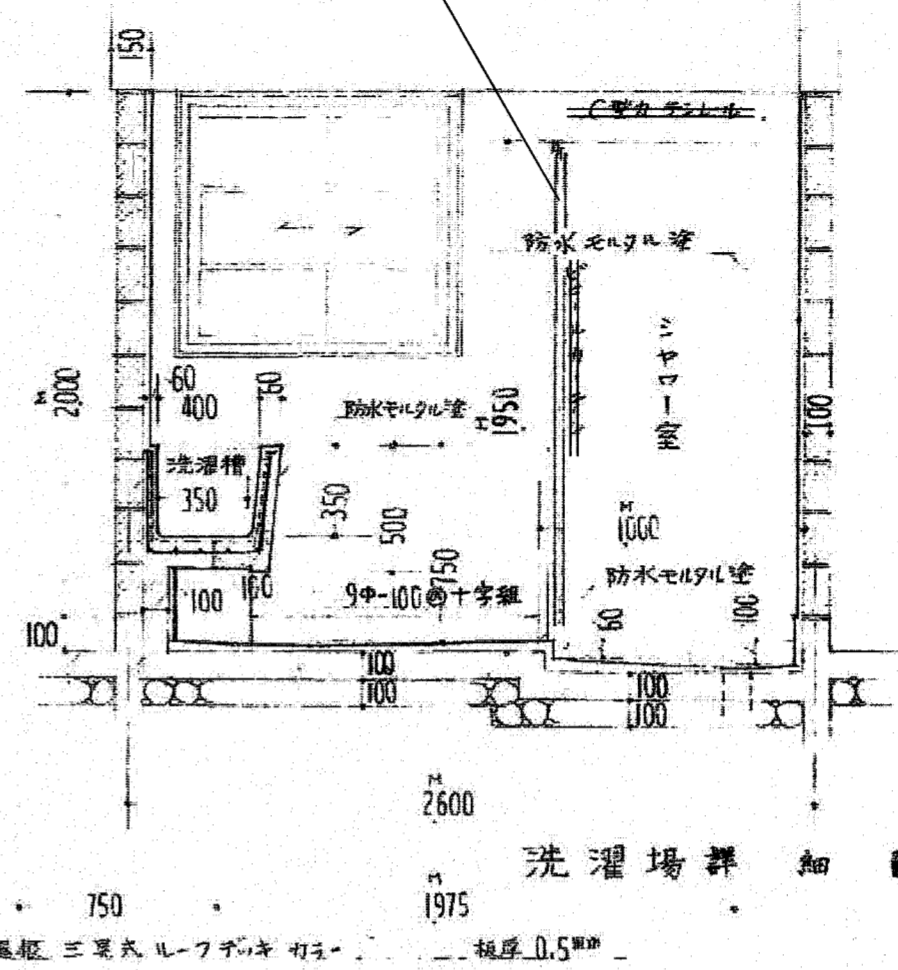
Scale 1/20

意匠

07



隔て板・シャワーカーテンは撤去済



【参考図】

※特記なきものは、全て撤去とする。

係	係長	課長補佐	課長



株式会社 本 建築事務所

管理建築士・一級建築士 大臣登録 第230127号 高橋 孝文

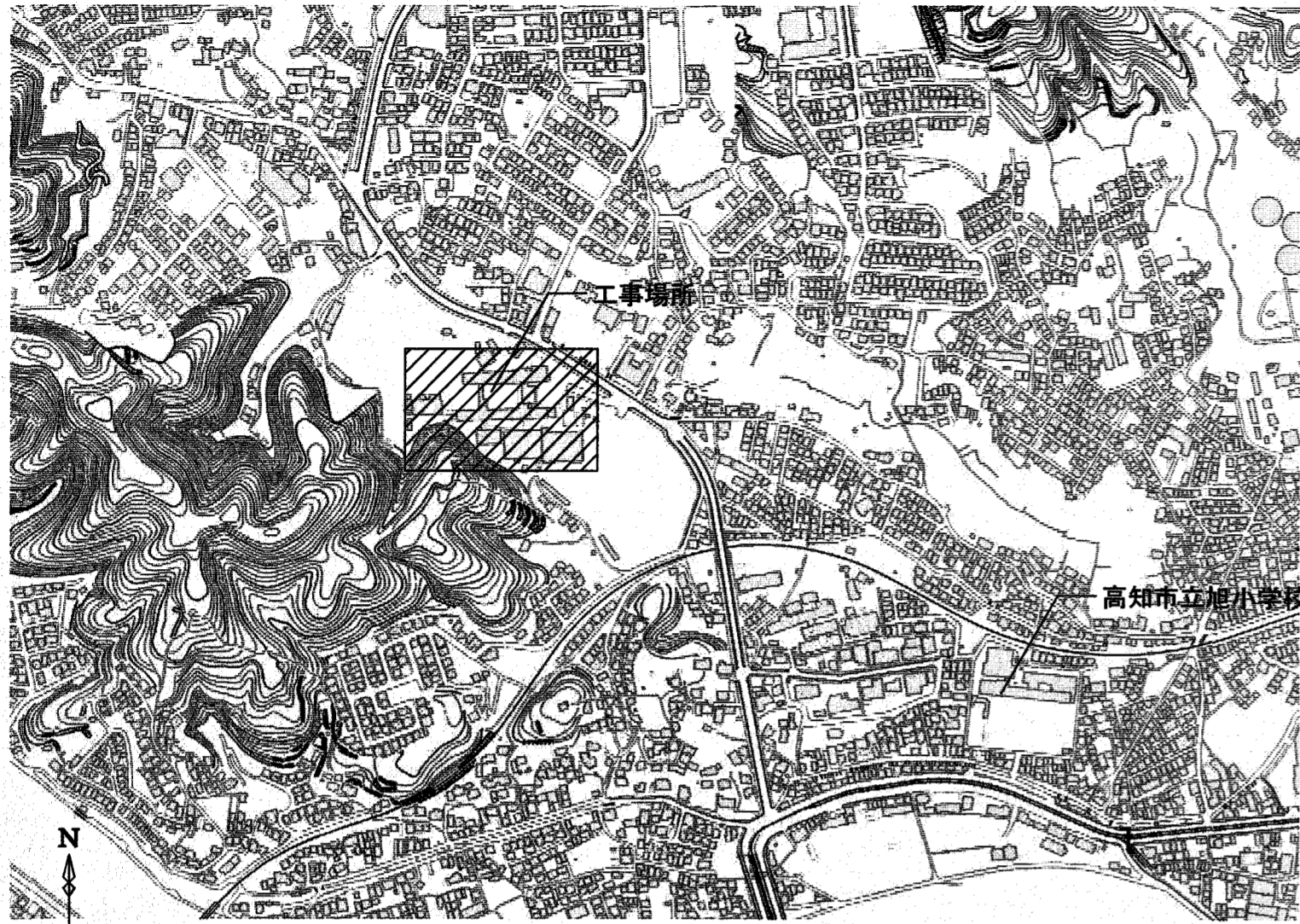
高知商業高等学校グラウンド部室棟解体工事

既存部室詳細図【参考図】

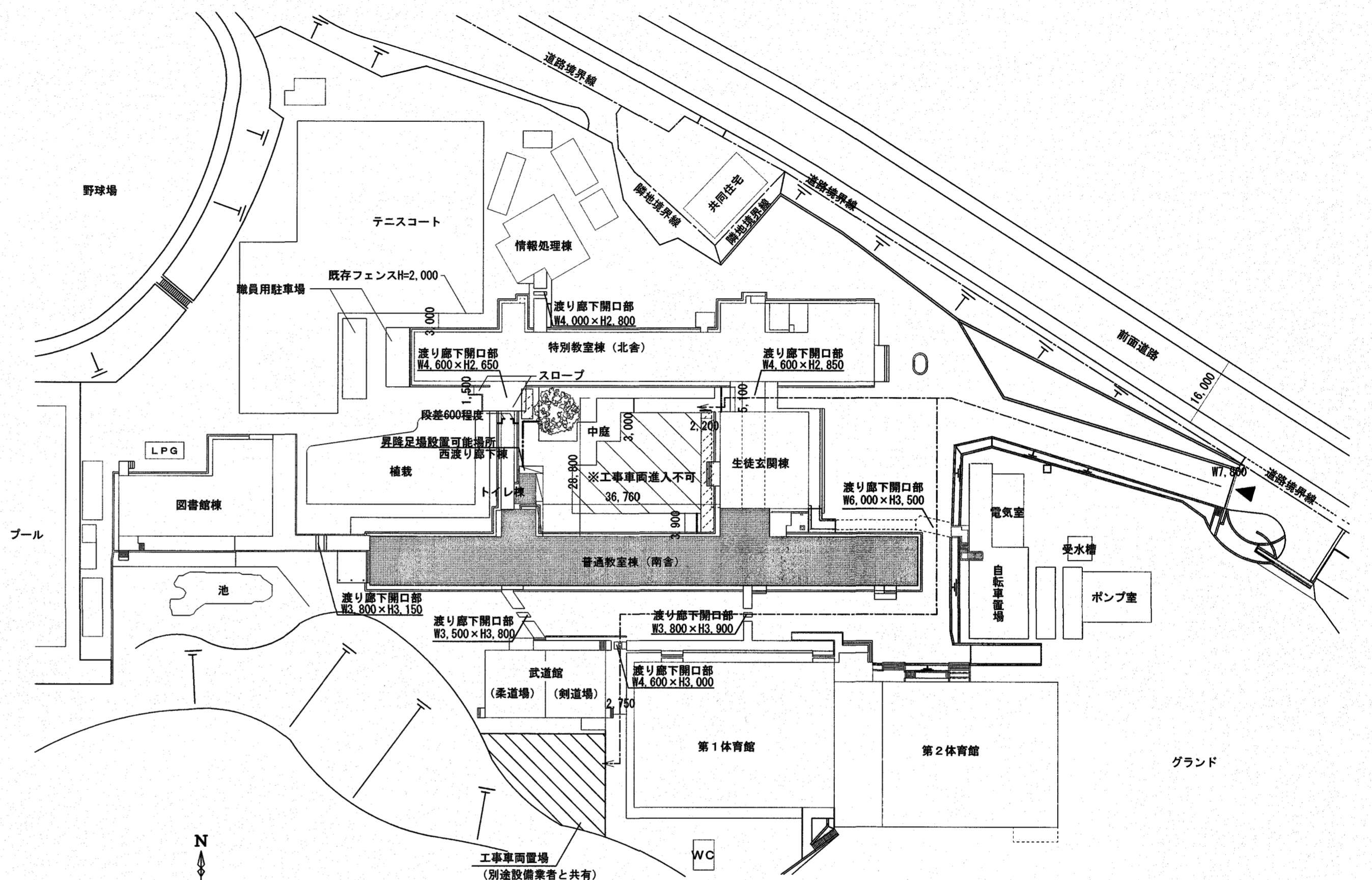
意匠

08

Scale 1/1N



付近見取図



配置図兼仮設計計画図 S=1:800

※施工条件等

- ・登校時間帯(7:30~8:40)は工事関係車両の出入りを禁止とする。
- ・トイレ改修の材料搬入出は、原則トイレの外壁側開口部から行うこと。
- ・外部足場現場着手は、令和8年7月13日から可能とする。
- ・上記を除く現場着手は、令和8年7月18日以降とする。ただし、現場調査は除く。
- ・撤去作業は、令和8年8月31日までとする。
- ・夏季休業期間：令和8年7月18日~8月31日

・現場作業不可日 ※なお、学校行事予定が変更になる等、作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者に確認すること

- 6月26日(終日)、7月1日~7月3日(午前)、7月6日、7月7日(午前)
- 9月1日(終日)、9月29日(終日)、10月5日~10月8日(午前)
- 10月16日(終日)、10月21日~10月23日(終日)

【参考図】



有限会社

あすなる建築設計

知事登録
第 986号

高知市北竹島町330-6 TEL.(088)837-1057
一級建築士登録 379358 宮脇正弥

作成年月日

工事名

図面名称

縮尺

図面番号

2025.08

高知商業高等学校南舎西側・トイレ棟トイレ改修工事

付近見取図・配置図兼仮設計計画図

1/800

(A3は70%縮小)

意匠 09

高知市都市建設部 公共建築課

係 係長 課長補佐 課長